

茨木市土地開発公社定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律第10条第1項の規定に基づき、公有地となるべき土地の取得及び管理を行い、もって地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この土地開発公社は、茨木市土地開発公社（以下「公社」という。）と称する。

(設立団体)

第3条 公社の設立団体は、茨木市とする。

(事務所の所在地)

第4条 公社の事務所は、大阪府茨木市役所内におく。

(公告の方法)

第5条 公社の公告は、茨木市役所前の掲示場に掲示して行う。

第2章 役員及び職員

第1節 役員及び職員

(役員)

第6条 公社に、次の役員を置く。

(1) 理事 12人以内

(2) 監事 2人以内

2 理事のうち1人を理事長、2人を専務理事とする。

3 専務理事のうち1人を業務担当、1人を経理担当とする。

(役員職務及び権限)

第7条 理事長は、公社を代表し、その業務を総理する。

2 専務理事は、規程に定めるところにより、理事長を補佐し、公社の業務を掌理するとともにあらかじめ理事長の定めるところにより理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。

3 理事は、規程に定めるところにより、公社の業務を執行する。

4 監事は、公有地の拡大の推進に関する法律第16条第8項の職務を行う。

(役員任命)

第8条 理事及び監事は、茨木市長が任命する。

2 理事長は、理事の互選により決定する。

3 専務理事は、理事長が委嘱する。

(役員任期)

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、役員は再任されることができる。

2 補欠により任命された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後もその後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。
(役員の兼任の禁止)

第10条 理事は監事を、監事は理事を兼ねることができない。

(役員の給与等)

第11条 役員には給与を支給しない。ただし、常勤の役員には別に定めるところにより給与を支給することができる。

2 役員には、費用弁償を支給することができる。

(職員の任命)

第12条 職員は、理事長が任命する。

(兼職の禁止)

第13条 常勤の役員及び職員は、任命権者の許可を受けなければ営利を目的とする団体の役員となり、又はみずから営利事業に従事してはならない。

第2節 理事会

(設置及び構成)

第14条 公社に理事会を置く。

2 理事会は理事をもって構成する。

(招集)

第15条 理事会は、理事長が必要と認めるとき、又は理事若しくは監事から会議の目的たる事項を記載した書面を附して要求があったときに理事長が招集する。

(理事会の議事)

第16条 理事会の議長は、理事長をもってこれにあてる。

2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 理事会の議事は、この定款に特別の定めがある場合のほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 緊急の必要があるときは、理事長はみずからの責任において案件を専決できるものとし、その専決した事項については、すみやかに理事会の承認を得るものとする。

5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の議決事項)

第17条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

(1) 定款の変更

(2) 毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画

(3) 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書

(4) 規程の制定又は改正若しくは廃止

(5) 規程により理事会の権限に属するものとされた事項

(6) その他会社の運営上理事長が重要と認める事項

2 前項第1号及び第2号並びに第4号に掲げる事項のうち、業務の執行に関する規程については、出席理事の3分の2以上の決するところによる。

(議事録)

第18条 会議の議事録には、議長が次の事項を記載するものとし、出席理事2名が、署名押印しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 役員の出席状況
- (3) 審議事項の概要
- (4) 議決した事項

2 署名理事の指名は、議長が行う。

第3章 業務及びその執行

(業務の範囲)

第19条 会社は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

(1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。

ア 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地

イ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地

ウ 公営企業の用に供する土地

エ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地

オ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地

(2) 住宅用地の造成事業並びに地域開発のためにする内陸工業用地及び流通業務団地の造成事業を行うこと。

(3) 前2号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあっせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

(業務方法書)

第20条 会社の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書（業務の執行に関する規程をいう。）の定めるところによる。

第4章 基本財産の額その他資産及び会計

(資産)

第21条 会社の資産は、基本財産とする。

2 会社の基本財産の額は、500万円とする。

3 基本財産は、安全かつ確実な方法により管理するものとし、これをとりくずしてはならない。

(事業年度)

第22条 公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(決算)

第23条 公社は、毎事業年度の決算を翌年の5月31日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第24条 公社は、毎事業年度、前事業年度の決算完結後すみやかに財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を作成し、監事の監査を経て茨木市長に提出する。

(利益及び損失の処理)

第25条 公社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は準備金として整理する。

2 公社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定により準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理する。

(余裕金の運用)

第26条 公社は、次の方法によるほか業務上の余裕金を運用してはならない。

- (1) 国債又は地方債の取得
- (2) 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

第5章 雑則

(定款の変更認可)

第27条 この定款を変更しようとするときは、茨木市議会の議決を経て、大阪府知事の認可を受けなければならない。

(解散)

第28条 公社は、理事会で出席理事の4分の3以上の同意を得たうえ、茨木市議会の議決を経て、大阪府知事の認可を受けたとき解散する。

2 公社は、解散した場合において、債務を弁済して、なお残余財産があるときは、当該残余財産は、茨木市に帰属する。

(規程への委任)

第29条 公社の運営に関して必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規程の定めるところによる。

附 則

(実施期日)

1 この定款は、この公社の成立の日から施行する。

(最初の役員の任期)

- 2 会社の最初の役員の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず昭和49年3月31日までとする。

(最初の事業年度)

- 3 会社の最初の事業年度は第22条の規定にかかわらず、この会社の成立の日から昭和49年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、大阪府知事の認可のあった日(昭和48年5月21日)から施行する。
- 2 この定款の施行の際、現にこの定款による改正前の規定により理事長の職にある者は、第8条第2項の改正規定による理事の互選により決定されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

この定款は、大阪府知事の認可のあった日(平成20年12月1日)から施行する。